

フランス・EU企業法総合研究

鳥山恭一*

1. はじめに

早稲田大学21世紀COEプログラム「企業社会の変容と法システムの創造」は、真に安定的な日本の経済システムを構築するために、欧米の企業制度の本質を分析し、日本に適合しかつ普遍的な企業法制を創造することを目的としている。本研究企画はいうまでもなく、そこにいわれている「欧米の企業制度の本質」を分析するという作業の一躍を担うことを目的にするものである。

とくに、本研究企画は、欧州のなかでも、ローマ法および中世における先進商業国家であったイタリアの伝統を引き継ぎ、現在でも、いうまでもなくドイツとともにヨーロッパの中心を占めているフランスを対象にすることで、ローマ法以来の法の伝統を背景にしなが、今後のEUの展開という将来をも見据えて、企業というものの法的な捉え方、あるいは企業をめぐる法のあり方をいわば多面的、立体的に検討することを通して、問題とされるべき点、今後の展開の見通しを明らかにし、そのことによって本拠点の目的に貢献しようとするものである。

2. 本研究企画の目標と内容

本研究企画は以上のように、フランスおよびEUにおける企業に関する法のあり方を、

歴史的な視野のもとに検討しようとするものである。

しかも、たんに会社法、商取引法などの伝統的な商法の視点によるだけではなく、競争法、資本市場法、銀行法または金融法制をも含めた広い意味での企業法制を対象にする。また、いうまでもなく企業法制の前提になる民法、および、法人のあり方を規定する憲法からの視点も検討の対象になる。そのように、企業をめぐる法現象を様々な法分野から包括的に、しかも上述のような歴史的な視野のもとで検討することを、本研究企画は目標にしている。

本研究企画の具体的な作業は、(1)フランスの現行企業法制の検討、(2)フランス企業法の歴史的な展開の研究、(3)フランスおよびEUの今後の企業法展開の研究、に大別することができる。

(1) フランスの現行企業法制の検討では、会社法、競争法、さらに、資本市場法制、金融法制をも含めた上述の広い意味での企業法の内容を、現行の法令規定の内容だけではなく、判例法の展開と立法動向も含めて分析・検討し明らかにすることを目標にする。

(2) フランス企業法の歴史的な展開の研究では、とくにアンシアン・レジームから、フランス革命を経て、その後、19世紀後半以降、資本主義が急速に発展していくという歴史的な展開のなかで、企業法がどのようにして形成され展開していったのかという動態を明らかにすることを目標にする。とくに、フランス革命は中間団体否認の思想を掲げてい

* 早稲田大学法学部教授

たのであり、革命後にナポレオンが制定した1807年の商法典でも、株式会社の設立には政府の許可が要求されていた。その後、産業革命を経て19世紀後半に株式会社に自由な設立が認められるようになり、会社数は急速に増大することになった。そこで、フランス革命時の中間団体否認の思想が、会社法および競争法に対してもつ含意をふまえてその後の展開の歴史的な意義を確認するべく、隣接諸分野からの参加も得て研究を進めたい。

(3) フランスおよびEUの今後の企業法展開の研究では、フランスにおける動向とともに、そこに強い影響を与えているEUのレベルでの動向の研究が大きな位置を占めることになる。会社法、資本市場法、競争法などいずれの分野でも、現在、ヨーロッパでは、各国の立法者あるいは規制当局だけではなく、EUの諸機関が積極的な役割を果たそうとしている。また、ヨーロッパでは現在でも、原則として、会社法は各国の国内法において定められているのであるが、そのような国内法上の会社がEU内部で自由に移動することを可能にするために、欧州裁判所が、とくに近年、積極的に判例法理を展開させている。

フランスにおける立法と判例法理の動向だけでなく、以上のようなEUにおける立法と判例法理の展開の動向を検討することで、将来の企業法制の展開の方向性を明らかにすることを目標にする。

3. 本研究企画の意義

企業が社会に占める地位は、フランスあるいはヨーロッパでも、とくに19世紀後半の産業革命とその後の資本主義の急速な展開のなかで大きく変わってきているものと考えられる。そして、それに応じて、そのような企業がもたらす法的な諸問題と、それに対する法制度のあり方も大きく変わっているものと考えられる。さらに、近年のいわゆるグローバル化の急激な展開のなかでも、企

業活動が社会に占める地位には顕著な変化がみられるように思われる。実際、企業法の分野でも、近年、法制度の急激な展開がフランスでもEUでもみられるのである。

本研究企画は、フランスあるいはヨーロッパの法制度それ自体がかかえている企業をめぐる以上のような変化にともなう問題性を、将来をも見据えた歴史的な視野のもとで、まさに様々な法分野からの多面的あるいは立体的な法制度の検討を通して明らかにしようとするものであり、その点に本研究企画の理論上の意義がある。

また、そのようなヨーロッパ、とくにフランスにおける企業をめぐる法制度に関する総合的な研究はこれまでほとんどなされていないといつてよい。それゆえ、本研究企画はことさらに新規さを求めるものではないが、本研究企画には十分に目標の新規性があるものと考えられる。

さらに、そうしたヨーロッパにおける企業をめぐる法制度の総合的な研究を通して明らかにされる点は、いうまでもなく、それをそのままわが国に引き移すべきものではないが、わが国に適合した企業法制を創造する大きな動きのなかで参考にすることができる内容は多く含むものと考えられる。ヨーロッパにおける企業法の展開という大きな流れのなかに位置づけて明らかにされるそこでの問題性は、わが国における企業法制の創造という動態のなかでも考慮されるべき内容が含まれていると考えられるのであり、その点に、本研究企画のわが国における社会的な意義があり、また、わが国における今後の立法政策さらには企業法制のあり方に関して提言をするうえで基礎的な資料を提供し得るものと考えられる。

4. 本研究企画の活動

本研究企画の現在の活動状況と今後の予定を、以下に簡単に述べたい。

(ア) 現在の活動状況

まず、(1)フランスの現行企業法制の検討に関わる基礎作業として、すでに現在、フランスで2000年にあらためて制定された商法典のうち、商事会社に関する第2編の規定の翻訳に着手している。

(2)フランス企業法の歴史的な展開の研究に関しては、資料収集が進められている。

(3)フランスおよびEUの今後の企業法展開の研究に関わる作業として、2001年に採択され2004年から施行されることになる「ヨーロッパ会社」の法制度を、関連する国内法規定とともに翻訳する作業を進めている。その際に、同様に、ヨーロッパ法上の企業組織の制度である、1985年のEEC規則による「ヨーロッパ経済利益団体」の制度もそれに関連する国内法規定とともに合わせて訳出する予定であり、その作業も併行して進められている。

(イ) 今後の活動予定

まず、(1)フランスの現行企業法制の検討に関わる基礎作業としては、商法典のうち第2編以外の部分についても、順次、訳出作業に着手する。

また、本研究企画のメンバーには従来から、フランスの企業立法を検討・紹介する論稿を公表してきた者も含まれている。今後も、フランス企業法の立法動向を継続して体系的に検討・紹介する作業を本研究企画としても進めていきたい。

さらに、フランスの企業法判例の検討を組織的に行うことも予定している。

(2)フランス企業法の歴史的な展開の研究に関しては、本研究企画のメンバーのうち何人かは、すでにフランスの会社法および競争法の歴史的な展開に関する研究成果をこれまでに公表しており、それらの成果を踏まえて、今後、経済法制全般を視野に入れた包括的な歴史研究をすすめたい。

(3)フランスおよびEUの今後の企業法展開に関しては、とくにEUにおいて、欧州裁判

所のレベルで、EUの基礎になっているローマ条約が定める基本的な自由である「開業の自由」と「資本移動の自由」との関連で会社法に関する重要な判例法理の展開がみられている。また、コーポート・カバナンスのためのEUの規則の制定が予定されるなど、EUの立法面でも急速な展開があると予想される。

本COEプログラムにもとづく「EU・ドイツ企業法制研究グループ」とも連携して、それらの判例法理と立法の展開を包括的に把握して分析・検討する作業を組織的に行う予定である。